平成２１年（フ）第９３０号
仙台市青葉区一番町１丁目12―16　朝川ビル70Ａ号室、住民票上の住所仙台市泉区八乙女中央５丁目６番14―101号
破産者　高橋　淳子
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
栃木県小山市天神町２丁目７番７号　ＳＳＫグリーンパーク小山Ⅲ304号
破産者　因泥　快枝
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２０年（フ）第３８６７号
愛知県春日井市岩野町２丁目８番地７
破産者　太田　　了
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４８２号
愛知県清須市一場575番地６　神明マンション202
破産者　阿彦　武夫
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８０８号
名古屋市北区志賀町４丁目60番地の９　アーバンラフレ志賀24棟606号
破産者　今木　健介
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８３８号
京都市右京区梅津神田町53―501、住民票上の住所京都市伏見区淀本町167番地６　ノーブル淀503号室
破産者　山本　弘一
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８５０号
神戸市垂水区西舞子４丁目９番17号、従前の住所神戸市西区伊川谷町有瀬1478番地の１
破産者　中戸　達也
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第８３７号
兵庫県姫路市広畑区長町２丁目107番地６、住民票上の住所兵庫県姫路市千代田町740番地２
破産者　リスコこと　平田　理恵（旧姓井上）
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３６３号
兵庫県姫路市飾磨区中島１丁目470番地スカイコーポラス101号
破産者　山本　耕平
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７０号
兵庫県朝来市和田山町加都1606番地
破産者　小山より子
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第７１号
兵庫県朝来市和田山町加都1606番地
破産者　小山　　昇
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２０年（フ）第１６７１号
札幌市南区南38条西10丁目１番１号　ローヤルハイツ南38条401号
破産者　田中　一成
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１４１号
宮城県柴田郡柴田町船岡西１丁目８番51―20号
破産者　勅使瓦城基
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第５９号
宮城県角田市岡字駅前南14番地30
破産者　星　　榮子
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２０年（フ）第４６２号
群馬県佐波郡玉村町大字上茂木555番地１内田方
破産者　橋本　公彦
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３９号
群馬県佐波郡玉村町大字下茂木862番地14
破産者　倉林　康夫
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４０号
群馬県佐波郡玉村町大字下茂木862番地14
破産者　倉林美恵子
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第４１号
群馬県佐波郡玉村町大字下茂木862番地14
破産者　倉林　孝司
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６２号
新潟県村上市下助渕1426番地９
破産者　廣岡喜美代
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部